

東松島市新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別等の  
防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、東松島市に生活し、学び、働く全ての市民が等しく心豊かに住み続けることができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る感染者等に対する誹謗中傷等の不当な差別等を防止し、その人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 市民 市内に居住、通学、通勤又は来訪する者をいう。
- (3) 感染者等 新型コロナウイルス感染症の感染者（感染者であった者を含む。）及びその濃厚接触者をいう。
- (4) 不当な差別等 不当な差別的言動若しくは取扱い、誹謗中傷、著しく拒絶的な対応又はプライバシーを侵害する行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、感染者等の情報の取扱いについて、国及び宮城県の取扱いを踏まえ、個人が特定され不当な差別等を招くことのないようにしなければならない。

2 市は、市民が感染者等として不当な差別等を受けたことを申し出たときは、当該市民の相談に応じ、必要な助言及び情報提供等を行わなければならない。

3 市は、市民に対し、新型コロナウイルス感染症に関して、正しい知識を持ち不当な差別等が生じないように、周知及び啓発を行わなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、新型コロナウイルス感染症への正しい知識を持つよう努めるとともに、感染者等及びその家族その他の関係者はじめ全ての市民に対して、新型コロナウイルス感染症に起因する不当な差別等をしてはならない。

(事業者等の責務)

第5条 市内で事業活動を行う法人、個人の事業者その他の団体は、その従事者が感染者等に該当した場合、当該従事者及びその家族その他の関係者が不当な差別等を受けることのないよう、十分に配慮しなければならない。

(医療機関の従事者等への適用)

第6条 医療機関及び対人対応を行う事業所等の従事者について、第3条第2項及び第4条に定める「感染者等」を読み替えて適用することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。